

四日市市浄化槽維持管理補助制度のご案内

四日市市では、適正な維持管理をしている合併処理浄化槽の管理者に対して維持管理費の補助を行っています。

補助対象者

以下の条件を全て満たしている場合が対象となります。

- ✓ 四日市市内の下水道等の供用区域外に合併処理浄化槽を設置していること
※単独処理浄化槽は対象外 ※下水道供用開始が告示された翌年度から補助対象外
- ✓ 申請者が居住している専用住宅又は併用住宅であること
※併用住宅は、延べ面積の1/2以上が居住部分かつ、非居住面積（店舗・事務所等）が50㎡以下の場合のみ対象
※共同住宅、事務所などは対象外
- ✓ 法定検査（第11条）の結果が「適正」または「おおむね適正」であること
※第7条の法定検査は対象外
※検査結果が「不適正」の場合は補助対象外です。「不適正」になる主な事例は裏面を参照してください。

補助金額

人槽	金額
5～6人槽	16,000円
7～9人槽	18,000円
10～50人槽	22,000円

申請方法

提出書類

- ①申請書兼請求書(対象者に送付されます)
- ②法定検査結果書のコピー(オモテ面のみ)

提出先

四日市市上下水道局生活排水課
(上下水道局庁舎1階)

申請期限

令和7年3月31日(月)まで(令和6年度)

※法定検査結果書の発行日が、令和6年4月1日から令和7年3月31日のものが対象です

法定検査の受検

1

申込は
三重県水質検査
センターへ

【令和6年度】

検査結果書・申請書の送付

2

受検の概ね
1ヶ月後に
届きます

問い合わせ先

補助金の申請

3

申請書と
結果書コピー
を提出

四日市市上下水道局生活排水課(裏面参照)

補助金の交付

4

法定検査(第 11 条)を受検いただくにあたって

法定検査の受検については、一般財団法人三重県水質検査センターに申し込んでください。
なお、法定検査結果書の発行は、通常、検査を受検してから 4 週間程度かかるため、補助申請期間に間に合うように、令和 7 年 3 月上旬までに受検してください。

また、検査時には、保存されている保守点検・清掃の記録票を直近 1 年間分ご準備ください。

法定検査（第 11 条）の総合判定「不適正」事例

- 法令に定められた毎年 1 回の清掃が実施されていない
- 法令に定められた期間毎に 1 回以上の保守点検が実施されていない
- 消毒剤（液）が切れている
- ブロワ、ばっ気装置の故障等により水質が悪化している 等

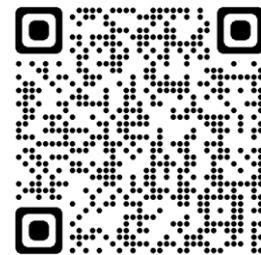
なお、各家庭の水道の使用状況により定期的な保守点検期間内でも消毒剤が切れることがありますのでご注意願います。

浄化槽の維持管理についてご不明な点がございましたら、委託されている保守点検業者、清掃業者にご確認ください。

問い合わせ先

補助金について

四日市市上下水道局 生活排水課 浄化槽指導係
〒510-0076 四日市市堀木一丁目 3-18
TEL：059-354-8402 FAX：059-354-8375
HP にも詳細がございます。（二次元バーコード参照）



法定検査について

一般財団法人三重県水質検査センター
〒514-0004 三重県津市栄町三丁目 1-19
TEL：059-213-0707

保守点検について

契約されている保守点検業者（契約が無い場合は、本市に登録のある浄化槽保守点検業者）

清掃について

契約されている清掃業者（契約が無い場合は、本市の許可を受けた清掃業者）